

Q & A よくある質問

Q 初回の妊娠判定の診察は対象になりますか？

A 補助券の有効期間は、補助券を受け取った日から出産の前までの妊婦健診となるため、初回の妊娠判定の診察は対象になりません。

Q 補助券が利用できる医療機関等で健診費用が 4,700 円以上 12,000 円未満のときはどうすればいいですか？

A 医療機関で 4,700 円券を利用する (①) か、または全額自費負担していただいたあと 12,000 円券と領収書を合わせて妊婦健診費用助成の申請をする (②) かいずれかをお選びください。

【(例) 健診費用が 10,000 円の場合】

①医療機関で 4,700 円券利用 → 5,300 円のご負担

または

②医療機関では補助券を使わず 10,000 円の支払いをし、後日横浜市に 12,000 円券で助成申請 → 10,000 円助成



病院でおおまかな健診費用の目安を教えてくださいることができます。

Q 医療機関で補助券を利用しました。この時自己負担した分も助成してもらえますか？

A 健診 1 回につき 1 枚の補助券の利用、または助成制度の利用となります。医療機関で補助券を利用した時に発生した自己負担分は対象外となります。

Q 全国の助産所で利用できますか？

A 横浜市と契約している助産所のみとなります。

Q どうして助産所で 12,000 円券は使えないのですか？

A 産婦人科診療ガイドライン産科編 (2008 年版) では、8 週前後・20 週前後・24 週頃・30 週前後・35 週前後の 5 回程度の詳しい検査が必要とされています。医療機関で受診時にご利用ください。

Q 出産時期が近くなり通常の健診とは別に医学的検査だけを受診した場合は助成の対象になりますか？

A 「国が標準的に示す基本的な健診 (注)」と一体で行われた検査に要した費用は助成対象に含まれますが、検査だけで受診した場合は助成対象とはなりません。

【(注) 国が標準的に示す基本的な健診】

基本的な健診項目として、次のようなものが挙げられています。

①健康状態の把握 (妊娠月週数に応じた問診、診察等)

②検査計測 (例：子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、体重等)

③保健指導

Q 出産後横浜市外に転出しましたが、横浜市民だったときの受診分は申請できますか？

A 横浜市に住民登録がある期間については対象になりますが、他に確認資料が必要になる場合がありますので、こども家庭課 (TEL671-2455) にお問い合わせください。

Q 残った補助券はどうすればいいですか？

A 出産後は補助券の利用はできません。また、金券ではありませんので換金はできません。